

サポートハウス藤千代田
指定認知症対応型共同生活介護事業
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
運営規程

第1条 <事業の目的>

有限会社サポートハウス藤が設置するサポートハウス藤千代田（以下「事業所」という）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために必要な人員及び、運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従事者（以下「認知症対応共同生活介護従事者及び介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」という。）が認知症の症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な認知症対応共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条 <運営の方針>

- 1 この事業所が実施する事業は、認知症状によって、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことが出来るように、食事 入浴 排泄等の日常生活場面での世話や、機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。又利用者の意思、及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や、介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。（令和6年3月31日までは努力義務）
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅

介護支援事業者へ情報の提供を行う、

第3条 <事業所の名称>

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称 サポートハウス藤千代田

所在地 河内長野市小山田町 1304 番地

第4条 <従業者の職種、員数及び職務の内容>

- 1 本事業における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする

- (1) 管理者 1名 (常勤職員 介護従業者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他、業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている、指定認知症対応共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名 (非常勤)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設 介護老人保健施設 医療機関等との連絡、調整を行う。

- (3) 生活相談員 1名 (非常勤)

- (4) 介護従業者 13名 (常勤3名 非常勤 9名)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援をおこなう。

第5条 <指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容>

事業所の利用定員は 9名とする。

内訳 ユニット1 9名

第6条 <指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容>

本事業所で行なう認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする

- ① 入浴 排泄 食事 着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談 援助

第7条 <短期利用共同生活介護>

- 1 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第8条 <介護計画の作成>

- 1 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標 当該目標を達成するための、具体的なサービスの内容を記載した、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し、同意を得るものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた、多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は、実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

第9条 <利用料等>

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月厚生省告示第126号）及び「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示代128号）によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、(A室) 日額 1,820 円、月額 (30 日) 54,600 円を徴収する。
(B室) 日額 1,400 円、月額 (30 日) 42,000 円を徴収する。
- 3 食費については、日額 1,650 円 月額 (30 日) 49,500 円を徴収する。
- 4 水光熱費については、日額 560 円 月額 (30 日) 16,800 円を徴収する。
- 5 管理費については、日額 320 円 月額 (30 日) 9,600 円を徴収する。
- 6 その他 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 7 月の途中における入、退所については、日割り計算とする。
- 8 前 7 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで 支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

第 10 条 <入退所に当たっての留意事項>

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
 - ① 認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し、自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や、介護の連続性に配慮し、適切な援助 指導を行うとともに居宅介護支援事業者や

保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

- 5 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

第11条 <衛生管理>

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設 設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
またこれらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めると共に密接な連携を保つものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第12条 <緊急時における対応方法>

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行なっているときに 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

第13条 <非常災害対策>

- 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火

管理者又は責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について、定期的に確認を行うものとする。

第14条〈協力医療機関等〉

- 1 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるためあらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

第15条 〈苦情処理〉

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又は家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第 23 条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る、利用者又は家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導、又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 16 条 <情報公開>

- 1 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以下「省令基準通知」という）第 12 の 4 の（12）に基づき、本事業所玄関前に文書により掲示し公開する。
- 2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び問う事業所が提供する認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む）のプライバシー（個人を意識しうる情報を含む）にかかる内容は、これに該当しない。

第 17 条 <個人情報の保護>

- 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 条）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

第 18 条 <虐待防止に関する事項>

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第19条 〈身体拘束〉

- 1 指定認知症対応型生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、入居者に対する身体的拘束その他、行動を制限する行為を行わない。（以下「身体的拘束等」という）ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きによる身体等の拘束を行う。
- 2 指定認知症対応型生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第20条 〈地域との連携など〉

- 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設

置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第21条 〈業務継続計画の策定等〉

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

- ・第2Ⅱ条については、令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています

第23条 〈その他の運営に関する留意事項〉

- 1 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 随時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする
- 5 本事業所は、認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備するとともに、河内長野市の条例に定める期間、当該記録を保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社サポートハウス藤とサポートハウス藤千代田の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規定は、令和元年12月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する

この規定は、令和5年11月1日から施行する

この規定は、令和6年4月1日から施行する